

## 滋賀県保育士資格等取得支援事業の対象者等

事業種別 実施要件	1. 保育士資格等取得支援事業					2. 保育士試験による資格取得支援事業
	(1) 認可外保育施設保育士資格取得支援事業	(2) 保育教諭確保のための保育士資格取得支援事業	(3) 幼稚園教諭免許状を有する者の保育士資格取得支援事業	(4) 保育所等保育士資格取得支援事業	(5) 保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業	
○県内の対象施設等に勤務する者であつて 右の資格を有するもの 〔ただし、1の（3）の事業については、実施計画書の提出時点では勤務の有無を問わない。〕						対象者の資格要件
○資格取得後1年以上対象施設等に勤務する者	資格要件なし	幼稚園教諭免許状	幼稚園教諭免許状	資格要件なし	保育士資格	資格要件なし
保育所			○	●		●
認定こども園		○	○	●	○	●
認定こども園への移行を予定している施設		○	○	● (幼稚園のみ)	○	● (幼稚園のみ)
小規模保育事業所（A型・B型）	○		○			●
事業所内保育事業所	○		○			●
証明書の交付を受けた認可外保育施設	○		○			●
幼稚園型認定こども園が構成する認可外保育施設	○		○			
証明書の内容を同等以上満たしていると県が認める認可外保育施設	○		○			●
県と施設の所在する市町との連名により、別に定める内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した認可外保育施設	○		○			●
乳児院			○	●		●
児童養護施設			○	●		●
上記のいずれの施設にも勤務していない			○			
代替保育士等・幼稚園教諭雇用費の補助対象	●	●			●	

※●・・・国または地方公共団体が設置したものを除く。

※対象施設等は、対象者が保育士証の交付を受けるまでの間、当該施設等としての要件を満たしていること。

※本表は対象となる者の概要を示したものであり、詳細については実施要綱を確認してください。